登米市「週休２日工事」実施要領

（趣旨）

第１条　建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休２日工事の推進が求められている。

本要領は、登米市が実施する「週休２日工事」について必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　原則として、登米市が発注する全ての工事を対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は除く。

(1)　応急仮復旧工事など緊急の工事

(2)　その他、週休２日工事に適さないと判断される工事（実作業期間が７日未満など）

（発注種別・区分）

第３条　週休２日の種別は、「現場閉所型」を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については「交替制」とすることができる。

週休２日の区分は、「通期の週休２日」と「月単位の週休２日」、「完全週休２日」に分けるものとし、発注者は工事着手前に受注者に対して「通期の週休２日」、「月単位の週休２日」、「完全週休２日」のいずれに取り組むか協議すること。

なお、発注種別・区分の定義は以下のとおりとする。

(1)　現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態。

(2)　交替制

現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。

(3)　通期の週休２日

対象期間全体で、４週８休相当以上の休日を取得したと認められる状態。

(4)　月単位の週休２日

対象期間の全ての月において、４週８休以上の休日を取得したと認められる状態。

(5)　完全週休２日

対象期間の全ての週において、２日間以上の休日を取得したと認められる状態。

【第Ⅰ編】現場閉所型

（実施方法）

第４条　発注者は、週休２日工事の実施に当たって、別紙１に基づき入札公告及び特記仕様書に、週休２日工事である旨及び週休２日工事の種別を明示するものとする。

２　発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を現場閉所（以下「休工日」という。）とすることを前提とした工期設定を行うものとする。

３　受注者は、週休２日工事の対象期間を通して４週８休以上の休工日を確保するものとし、施工計画書の法定休日・所定休日の事項において当該工事が週休２日に取り組む旨を明示すること。（明示方法は任意とする。）

４　受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土日・祝日を休工日とするよう努めるものとする。

５　週休２日工事の対象期間は、現場施工に着手した日（準備期間は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）までとする。ただし、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。なお、受注者の責によらない場合とは天候の影響等を想定している。

６　天候等による現場閉所は休工日として認めるものとする。

なお、災害時の緊急要請などによる現場作業が発生した場合や異常気象による作業不稼働日が多く発生した場合等については、工期の変更や休工日、対象期間の取り扱いについて、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応することとする。

７　受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工日においては、休日又は休暇を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。

８　受注者は、別図１を参考に工事現場に週休２日工事であることを記載したＰＲ看板を設置するものとする。（災害復旧事業は除く）

９　受注者が「現場閉所型」から「交替制」への変更を希望する場合には、発注者に協議するものとし、発注者は対象期間に入る前に限り、受発注者間の協議により変更を認めることができるものとする。

（実施確認）

第５条　受注者は、対象期間の開始日から月毎に別紙２－１の記載例を参考とし、休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出するものとする。

（積算方法）

第６条　発注者は、当初発注時においては、補正係数なしで積算し、受注者は、工事着手前に「通期の週休２日」、「月単位の週休２日」、「完全週休２日」のいずれに取り組むか発注者に協議するものとする。

なお、週休２日の達成に応じた精算変更は行わない。

２　発注者は、当初積算に当たって、現場環境改善費を計上するものとし、その中には、第４条第８項のＰＲ看板の設置を含むものとする。（災害復旧事業は除く）

（工事成績考査等）

第７条　休日等の取得状況に応じた、工事成績考査における加点評価は行わない。

※【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）

※【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

【第Ⅱ編】交替制

（実施方法）

第８条　発注者は、週休２日工事の実施に当たって、別紙１に基づき入札公告及び特記仕様書に、週休２日工事である旨及び週休２日工事の種別を明示するものとする。

２　受注者は、週休２日工事の対象期間を通して、当該工事の技術者及び技能労働者が交替しながら、４週８休を確保するものとし、施工計画書の法定休日・所定休日の事項において当該工事が週休２日に取り組む旨を明示すること。（明示方法は任意とする。）

また、対象者は、施工体制台帳上の元請及び下請負人の技術者及び技能労働者とし、非常勤の者（作業日数の合計が７日未満の臨時で従事する者など）は除く。

３　受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土日・祝日を休工日とするよう努めるものとする。

４　週休２日工事の対象期間は、現場施工に着手した日（準備期間は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）までとする。ただし、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。なお、受注者の責によらない場合とは天候の影響等を想定している。

５　天候等による休工は休日として認めるものとする。

なお、災害時の緊急要請などによる現場作業が発生した場合や異常気象による作業不稼働日が多く発生した場合等については、工期の変更や休工日、対象期間の取り扱いについて、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応することとする。

６　受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休日においては、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。

７　受注者は、別図１を参考に工事現場に週休２日工事であることを記載したＰＲ看板を設置するものとする。（災害復旧事業は除く）

（実施確認）

第９条　受注者は、対象期間の開始日から月毎に別紙２－２の記載例及び別紙３を参考とし、休日等の取得の実績が確認できる実績表及び休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出するものとする。

（積算方法）

第 10 条　発注者は、当初発注時においては、補正係数なしで積算し、受注者は、工事着手前に「通期の週休２日」、「月単位の週休２日」、「完全週休２日」のいずれに取り組むか発注者に協議するものとする。

なお、週休２日の達成に応じた精算変更は行わない。

２　発注者は、当初積算に当たって、現場環境改善費を計上するものとし、その中には、第８条第７項のＰＲ看板の設置を含むものとする。（災害復旧事業は除く）

（工事成績考査等）

第 11 条　休日等の取得状況に応じた、工事成績考査における加点評価は行わない。

※【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）

※【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

附　則

この要領は、令和４年６月１日から施行する。

この要領は、令和６年４月１日から施行し、令和６年４月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和６年３月 31 日までに入札公告した工事については従前の実施要領による。

この要領は、令和６年 11 月１日から施行し、令和６年 11 月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和６年 10 月 31 日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

この要領は、令和７年 11 月１日から施行し、令和７年 11 月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和７年 10 月 31 日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

この要領は、令和８年 11 月１日から施行し、令和８年 11 月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和８年 10 月 31 日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。

別紙１

登米市「週休２日工事」入札公告及び特記仕様書への明示

１．入札公告への明示

週休２日工事は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。

> 入札公告
>
> ○○．その他
>
> （○）本工事は、週休２日工事【現場閉所型・交代制】の対象である。
>
> ↑どちらかを選択すること

２．特記仕様書（施工条件明示書）への明示

週休２日工事は、特記仕様書（施工条件明示書）及び入札公告への明示と整合を図り、齟齬の無いように留意すること。

<table>
<tr><th colspan="5">19 週休２日工事の適用の有無</th></tr>
<tr><td rowspan="2">⑴ 週休２日工事</td><td rowspan="2">⊙対象</td><td rowspan="2">○実施困難工事</td><td colspan="2">１．週休２日対象工事の場合は、登米市「週休２日工事」実施要領に基づき、行うこととする。なお，週休２日工事の種別及び区分については，下記（２）、（３）のとおりとする。
２．改正労働基準法（平成30年６月成立）による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休２日の確保を目指し、「週休２日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休２日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。</td></tr>
<tr><td>実施困難工事の理由</td><td>（例）
・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休２日の確保が困難なため</td></tr>
<tr><td>⑵ 週休２日工事の種別</td><td>⊙現場閉所型</td><td>○交替制</td><td colspan="2">現場閉所型：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、１日を通して現場や現場事務所を閉所する。
交　替　制：現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。</td></tr>
<tr><td>⑶ 週休２日工事の区分</td><td colspan="4">１．当初発注においては、補正係数なしで積算している。
２．工事着手前に「通期の週休２日」、「月単位の週休２日」、「完全週休２日」のいずれに取り組むか受発注者間で協議の上、週休２日の区分を決定する。
３．週休２日の達成状況に応じた補正は行わない。</td></tr>
</table>

休日等取得実績書（現場閉所型）

工 事 番 号 ：請第〇〇号
工 事 名 ：〇〇〇〇工事

別紙2－1

＜凡例＞■:休工日、〇:作業日

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日		1日	2月	3火	4水	5木	6金	7土	8日	9月	10火	11水	12木	13金	14土	15日	16月	17火	18水	19木	20金	21土	22日	23月	24火	25水	26木	27金	28土	29日	30月	集計	
工程	現場事務所の設置，資機材の搬入																														休工日数 ■	作業日数 〇
	構造物撤去工																															
	仮設工	土留・仮締切工																														
	橋脚基礎工	鋼管矢板基礎																														
	橋脚本体工	本体コンクリート																														
	後片付け																															
休日取得実績		〇	〇	〇	〇	〇	〇	■	■	〇	〇	〇	〇	■	■	■	〇	〇	〇	〇	〇	〇	■	〇	〇	〇	〇	■	■	■	〇	9日	21日
（備考） 降雨や降雪、猛暑日のほか、現場条件（関係機関との協議、関連工事との調整など）による作業不稼働日が著しく発生した場合は、工期変更を検討のうえ、これによりがたい場合（非出水期施工、関連工事との調整など）は、非対象期間の設定や休工日の振替（完全週休2日の場合は翌週、月単位の週休2日の場合は翌月までの振替に努めること）など、受発注者間の協議により、臨機に対応する。		前月〇〇日の降雨による休工の振替作業												降雨による休工								13日の振替作業						降雨による休工（翌月に振替予定）				〇〇月現場閉所率 対象期間①: 30日 休工日②: 9日 現場閉所率 ②/① ＝ 30.0% 累計現場閉所率 対象期間①: 61日 休工日②: 20日 現場閉所率 ②/① ＝ 32.7%

＜週単位の現場閉所状況＞※完全週休2日に取り組む場合に記入

対象期間	△月△△日～〇月1日(7日間)	〇月2日～8日(7日間)	〇月9日～15日(7日間)	〇月16日～22日(7日間)	〇月23日～29日(7日間)	〇月30日～□月□日(7日間)
各週現場閉所率	現場閉所率＝2／7(28.5%) ※前月の休日等取得実績報告も確認	現場閉所率＝2／7(28.5%)	現場閉所率＝3／7(42.8%)	現場閉所率＝1／7(14.2%)	現場閉所率＝3／7(42.8%)	現場閉所率は、翌月の休日等取得実績報告書により確認
			現場閉所率＝4／14(28.5%)			

※現場条件等の制約により、受注者の責によらず、翌週に振替作業が必要な場合は、受発注者間の協議により、2週間単位で現場閉所率を確認。

休日等取得実績書（交替制）

工 事 番 号 ：請第○○号
工 事 名 ：○○○○工事

別紙2－2

＜凡例＞■：休工日、○：作業日

令和○年○月○日～令和○年○月○日				1日	2月	3火	4水	5木	6金	7土	8日	9月	10火	11水	12木	13金	14土	15日	16月	17火	18水	19木	20金	21土	22日	23月	24火	25水	26木	27金	28土	29日	30月	○月集計 休工日数■	○月集計 作業日数○	○月集計 休日率(%)	累計集計 休工日数■	累計集計 作業日数○	累計集計 休日率(%)
工程	現場事務所の設置，資機材の搬入																																					
	構造物撤去工																																					
	仮設工	土留・仮締切工																																				
	橋脚基礎工	鋼管矢板基礎																																				
	橋脚本体工	本体コンクリート																																				
	後片付け																																					
元請	○○建設	現場代理人	宮城 一郎	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	■	■	○	9日	21日	30.0%	20日	41日	32.7%
		監理技術者	○○ ○○	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	■	■	○	9日	21日	30.0%	20日	41日	32.7%
		○○技術者	○○ ○○	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	■	■	○	9日	21日	30.0%	20日	41日	32.7%
下請	A建設(株)	一次 下請	○○ ○○	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	○	○	■	■	○	9日	21日	30.0%	20日	41日	32.7%
		一次 下請	○○ ○○	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	○	○	■	■	○	9日	21日	30.0%	20日	41日	32.7%
	B建設(株)	二次 下請	○○ ○○	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	■	■																5日	10日	30.0%	16日	30日	34.7%
		二次 下請	○○ ○○									○		○	○	○																		非常勤のため対象外					
	C建設(株)	二次 下請	○○ ○○																○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	■	■		4日	10日	28.5%	4日	10日	28.5%
備考																								○○作業	○○作業									○月の休日率→	29.8%		通期の休日率→	32.4%

＜週単位の休日取得状況＞※完全週休2日に取り組む場合に記入

対象期間	△月△△日～○月1日(7日間)	○月2日～8日(7日間)	○月9日～15日(7日間)	○月16日～22日(7日間)	○月23日～29日(7日間)	○月30日～□月□日(7日間)
○○建設 宮城 一朗	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	休日率は、翌月の休日等取得実績報告書により確認
○○建設 ○○ ○○	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	
○○建設 ○○ ○○	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	
A建設(株) ○○ ○○	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	
A建設(株) ○○ ○○	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	
B建設(株) ○○ ○○	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	―	―	
C建設(株) ○○ ○○	―	―	―	休日率＝2／7(28.5%)	休日率＝2／7(28.5%)	
各週休日率	平均休日率＝28.5%	平均休日率＝28.5%	平均休日率＝28.5%	平均休日率＝28.5%	平均休日率＝28.5%	

※前月の休日等取得実績報告も確認

別紙３

週休２日工事の４週８休の考え方について

１．４週８休の考え方

週休２日工事において、４週８休の考え方はそれぞれ以下のとおりとする。

（１）現場閉所型の場合

完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とするほか、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週７回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行っていれば、完全週休２日（土日）を達成していると見なす。

月単位の週休２日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（ 以下「現場閉所率」という。）が、28.5% （８日／28日）以上の水準の状態をいう。

ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。

通期の週休２日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（８日／28日）以上の水準の状態をいう。

現場閉所率＝休工日数/対象期間日数

※休工日は現場閉所とし、現場閉所とは巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。

※対象期間は現場施工に着手した日（準備期間は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）までとする。ただし、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。なお、受注者の責によらない場合とは天候の影響等を想定している。

※降雨や降雪、猛暑日のほか、現場条件（関係機関との協議、関連工事との調整など）による作業不稼働日が著しく発生した場合は、工期変更を検討のうえ、これによりがたい場合（非出水期施工、関連工事との調整など）は、非対象期間の設定や休工日の振替（完全週休２日の場合は翌週、月単位の週休２日の場合は翌月までの振替に努めること）など、受発注者間の協議により、臨機に対応する。

（２）交替制の場合

完全週休２日交替制とは、対象期間内の全ての週で、対象者ごとに、休日日数の割合（以下、休日率という）を算出し、全対象者の休日率を平均化した値が28.5（２日／７日）以上の場合とする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週７回の夜間のうち、週２回の夜間で休みを取得していれば、完全週休２日を達成しているとみなす。

月単位の週休２日交代制とは対象期間の全ての月で、対象者ごとに、休日率を算出し、全対象者の休日率を平均化した値が28.5%（８日/28日）以上の場合とする。

通期の週休２日交代制とは、対象者ごとに、対象期間内の休日率を算出し、全対象者の休日率を平均化した値が28.5%（８日/28日）以上の場合とする。

対象者毎の休日率＝休日日数/対象期間日数

工事の休日率＝全対象者毎の休日率の平均

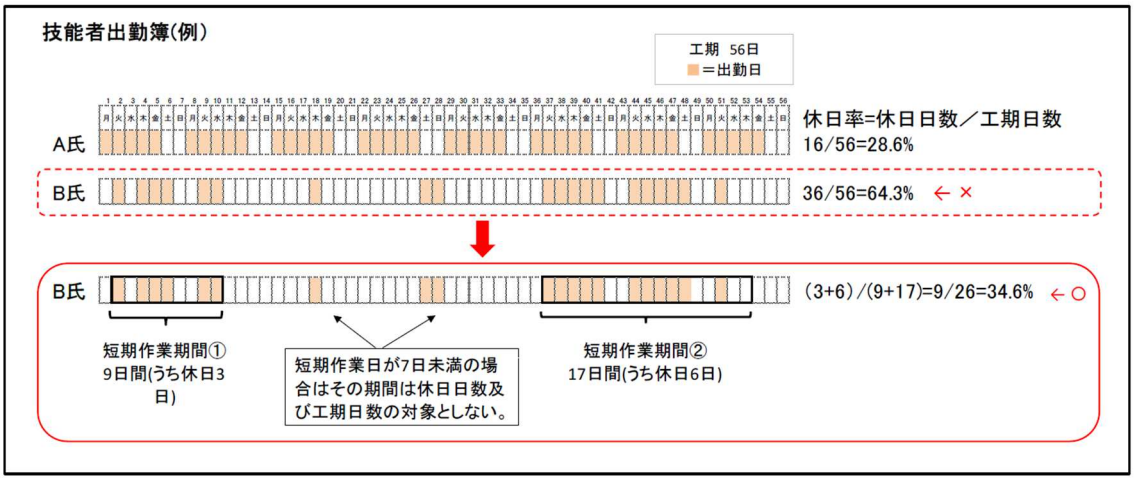
業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	
	■■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	28.9%
B建工（一次下請）	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設（二次下請）	××	100	25	25.0%	
					4週8休以上

工事着手前に確認

工事完成時に確認

（表中の工期日数を対象期間日数と置き換えるものとする。）

なお、非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が７日以上ある場合とし、作業日が７日未満の場合は週休２日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。



（表中の工期日数を対象期間日数と置き換えるものとする。）

別図１

登米市「週休２日工事」のＰＲ看板参考図

1.0m以上

1.0m以上

登米市「週休２日工事」

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、週休２日工事を実施する工事です

発注者：登　米　市
受注者：〇〇建設（株）

※受注者は、工事現場の見やすい位置にＰＲ看板を設置するものとする。